

「イソチアニル」、「クロメプロップ」、「シメコナゾール」及び「プロヒドロジャスモン」の食品安全基本法第24条第1項の規定に基づく食品健康影響評価について

1. 経緯

「イソチアニル」については平成20年8月18日付けで農薬取締法に基づく登録に係る申請があった旨、「クロメプロップ」については平成20年7月18日付けで魚介類に関する基準値設定の要請があった旨、「シメコナゾール」及び「プロヒドロジャスモン」については平成20年9月3日付けで農薬取締法に基づく適用拡大に係る申請があった旨、農林水産省より連絡があったところである。

これらの剤について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

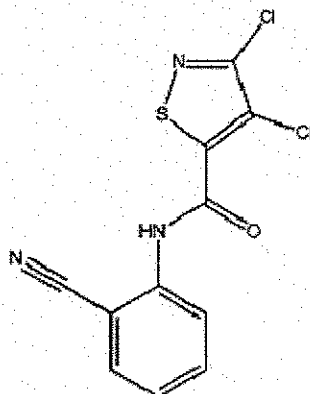
また、「クロメプロップ」についてはポジティブリスト制度の導入に当たり、いわゆる暫定基準を設定したものであり、平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305014号により、法第24条第2項の規定に基づく食品健康影響評価を依頼している。

2. 評価依頼物質の概要

(1) イソチアニル

本薬は殺菌剤であり、今回水稻への適用が申請されている。

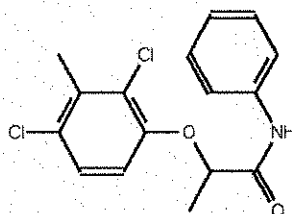
FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。諸外国における登録もなされていない。



(2) クロメプロップ

本薬は除草剤であり、平成20年10月現在、移植水稻に登録がある。ポジティブリスト制度の導入に際して農薬取締法に基づく登録保留基準を参考に新たな基準を設定した。今回、魚介類への残留基準の設定要請がなされている。

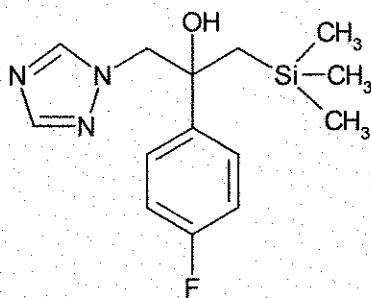
JMPRにおける毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。諸外国における登録もなされていない。



(3) シメコナゾール

本薬は殺菌剤である。平成20年10月現在、稲、りんご、茶等に登録があり、食品衛生法に基づく残留基準が設定されている。今回、かぼちゃ、うめへの適用拡大が申請されている。

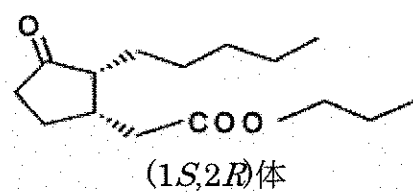
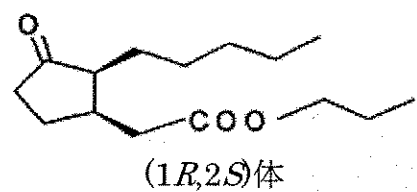
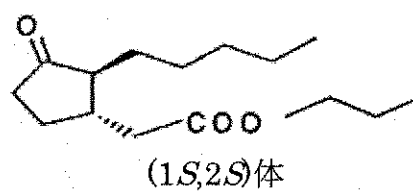
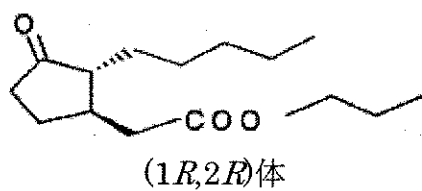
JMPRにおける毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。諸外国では韓国で登録がなされている。



(4) プロヒドロジャスモン

本薬は植物成長調節剤である。平成20年10月現在、りんご、ぶどうに登録があり、食品衛生法に基づく残留基準が設定されている。今回みかんへの適用拡大が申請されている。

JMPRにおける毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。諸外国における登録もなされていない。



3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において、上記の農薬の食品中の残留基準設定について検討する。